

## 東海大学菅生高等学校中等部における新型コロナウイルス感染防止についての指針

### 1. 基本的な考え方

- ・ 生徒を守ることはもちろんのこと、生徒・教員が感染源(無症候)となる可能性についても理解して学校生活を送る。

1)マスクの着用を徹底する(他に感染させない、自らの鼻や口を触ることを防ぐ)。但し、保健室では配布しない。手作りなど各家庭での工夫をお願いしたい。

なお手作りマスクの作成方法については、下記の文部科学省のサイト等を参考にする。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)(子ども学び応援コンテンツリンク集)

2)換気を徹底する(機械換気)。

3)人の密集を避ける(1か所に複数のクラスを集めない)。

- ・ 現時点における首都圏での学校再開は相当の緊張感をもって行う必要あり。いつオーバーシュートが起きて、ロックダウンに陥るかはわからない状況。一方、完全な終息には半年以上、年単位なども考慮する必要あり。学校としての遠隔授業の検討や、課題の準備などは充分に行っておくべきと考える。
- ・ 情勢は刻一刻と変わっていくが、少なくとも夏までは気が抜けないという共通認識を持つ。対策は2週間~1か月おきに検討。旅行などの判断も1か月前位までは待つ判断。
- ・ 以下の「取り決め」についてはおおむね4月中位を目安にしたものとする。

### 2. 学校生活

#### 1)全般的注意

- ・ 手洗い、マスクの徹底(重要性)を改めて指導、また「顔を触ること」の危険も周知。
- ・ 生徒の手洗いは、最低限、登校時、昼食前に行う(その他、体育、実技授業の前後など)
- ・ ハンカチ・タオルの持参を徹底。
- ・ ドアノブなどの消毒(次亜塩素酸ナトリウムで可)は、最低限、始業前、終業後、昼休みの前、後(4回)。
- ・ 抵抗力を高めるための、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を改めて指導。

#### 2)各状況別注意

##### ①入学式

- ・ 原則、縮小して行う(保護者は1名まで)。換気、密度減等を徹底。
- ・ マスク着用を徹底する。保健室からの配布はできない(在庫がない)。
- ・ 入学式は手洗いしてからの入場を徹底。

##### ②授業

- ・ 可能な限り扉を全開にして授業を行う。各教室は空気清浄機を使用する。
- ・ 音楽：歌唱指導等は年間のシラバスを調整して行う。
- ・ 家庭：調理実習等は年間のシラバスを調整して行う。
- ・ 体育：授業前後の手洗い、うがい、密度を減らす工夫、原則外で行う(室外体育はマスクなしでもよい)。

室内(体育館含む)で行う場合は、窓・扉は全開、室内外に問わず整列は、間隔を開ける。

・給食：必ず手を洗い、食堂ではできる限り会話を少なく、食事終了後は速やかに教室に戻る。

### ③保護者会などの行事

・保護者の出席は、一家族1名までとし、来校前には必ず検温し、発熱のある場合や体調が悪い場合は、欠席していただく。また、出席の場合は、マスクを着用してもらう。

## 3. 生徒の健康チェックについて

- 1)学校のHPより「健康管理表」をダウンロードし、本日より家庭にて検温と自覚症状のチェックを行う。健康管理表は、後日回収する(回収日は後日担任より生徒にアナウンスする)。
- 2)毎朝(朝のSHR、あるいは1限)、教員から口頭で、健康状態について(クラス全体に対して)確認してもらう(そこで、何らかの問題がある場合には保健室へ)。発熱あるいは体調不良時には直ちに早退とすること(中等部まで迎えの可能性)、携帯電話など確実に連絡がつくように保護者へ再度お願いしたい。
- 3)何らかの理由で欠席した後(帰国後の観察期間終了者\*を含む)、登校を再開する場合には保健室での健康チェックを行う。
- 4)帰国後の観察期間終了者とは、「海外すべての国から帰国後2週間の観察期間終了者」とする(帰国後2週間たっていない者は原則「出席停止」の扱いを検討)。

## 4. 新型コロナウイルス感染症の出席停止措置について

下記の症状により自宅休養した場合の出欠の扱いについては「学校保健安全法第19条による出席停止」とする。

- ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

※ 37.5℃という体温は目安のため、生徒の平熱を考慮し、登校の判断をする。

※ ①②の場合は医師の判断にかかわらず出席停止となる。登校再開時は学校のHPより「風邪症状等による欠席届」を学校へ提出する。欠席連絡については毎朝保護者から連絡する。

※ ③の場合は登校再開時に医師の記入による登校許可証明書を提出する。

## 5. 感染者が発生した場合 保健所の指示が最優先となる。

- 1)「感染者」が児童生徒の場合:学級 学校校閉鎖の暫定基準:閉鎖期間は2週間。感染者が1人出たら学級閉鎖、1クラスの学級閉鎖中に2人目が出たら学校閉鎖(もし、1つの学級閉鎖があけてから2人目が出た場合には、学級閉鎖を繰り返す)。あくまでも暫定基準。4月はこの方式で行う。
- 2)「感染者」が教職員の場合:授業に関わる教職員の場合には、関わったクラスの学級(学年)閉鎖、あるいは学校閉鎖。
- 3)なお「濃厚接触者」が出た場合は、その本人の出席停止(感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間)。